伊佐市農業委員会第６回総会議事録

１．開催日時　　令和８年９月 28 日（月）　午前９時 00 分から９時 40 分

２．開催場所　　菱刈庁舎３階大会議室

３．出席委員　　（27 人）

会　　長　　13 番委員

委　　員

農業委員

1 番委員
2 番委員
3 番委員
4 番委員
5 番委員
6 番委員
7 番委員
9 番委員
10 番委員
11 番委員
12 番委員

農地利用最適化推進委員

1 番推進委員
2 番推進委員
3 番推進委員
4 番推進委員
5 番推進委員
6 番推進委員
7 番推進委員
8 番推進委員
9 番推進委員
10 番推進委員
11 番推進委員
12 番推進委員
13 番推進委員
14 番推進委員
15 番推進委員

４．欠席委員（０人）・欠員（１名）

５．議事日程

第１　会議録署名委員の指名　　５番委員　　６番委員

第２　議案第１号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について

議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第３号「非農地証明願」について

６．農業委員会事務局職員

事 務 局 長　　農地振興係長

農地振興係書記　　農地振興係書記

【開始時間　午前９時00分】

事務局長　みなさんおはようございます。
只今より、令和８年度第６回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は12 名です。規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしくお願いします。

議　　長　改めて、おはようございます。
朝夕めっきり涼しくなりまして、過ごしやすくなっておりますが、日中は30℃位にはなりますので、充分体に気を付けて頑張っていただきたいと思います。今月までで、利用状況調査も終了ということで、3か月間暑い中、特に7月・8月は猛暑で、非常に暑かったですが、来月から稲刈りが始まります。慣れない農機具を1年ぶりに使うので十分気を付けて、皆さんも後期高齢になっていらっしゃる方もいると思いますので、十分気を付けて頑張っていただきたいと思います。
それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします、5番農業委員と6番農業委員にお願いいたします。
皆様にお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。
只今より総会を始めます。

―――――――― 諸般報告 ――――――――

議　　長　事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第 18 条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事　務　局　報告 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につきまして、資料の 1 ページから 3 ページで基盤法解約が 9 件です。以上で報告を終わります。

議　　長　報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

（「なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

―――――――― 議案第1号 ――――――――

議　　長	議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について議題といたします。事務局の報告を求めます。
事　務　局	議案第 1 号　農用地利用集積等促進計画（案）の貸借に係る意見決定について説明いたします。 9 ページの総括表をご覧ください。期間は 3 年から 15 年で面積は 112,918 ㎡で利用権を設定する者の数が 21 人、設定を受ける者の数は 7 人です。土地の詳細につきましては、資料 4 ページから 8 ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。
議　　長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議　　長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　　長	賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については決定いたしました。 ――――――――― 議案第2号 ―――――――――
議　　長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。 整理番号1番から 12 番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後にお願いいたします。 整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。
2　番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番について、去る9月 17 日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人　HF　さんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は 88 歳です。 譲渡人　DT　さんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は 91 歳です。成年後見人　IT　さんが代理人となります。

申請地は、伊佐市大口牛尾字岩ノ元 1246 番外 2 筆で、3筆全てが田、地積は計 5,092 ㎡の売買となります。農業従事者は5名で、通作距離は約 2km で、現地は良く管理された農地で、経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いします。

議　　長　整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番について、去る9月 24 日に現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。

申請人　TT　さんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は 35 歳です。

譲渡人　KY　さんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は 79 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字内田 4443 番 3 で、地目は田、地積は 469 ㎡で、所有権移転売買であります。農業従事者は 3 名で、通作距離は約1km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号 3 番・4番について、6番農業委員の報告を求めます。

6　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番について、去る9月 26 日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

申請人　KR　さんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は 26 歳です。

譲渡人　MF　さんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は 88 歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字端山下 688 番 148、地目は畑、地積は 996 ㎡で、所有権移転売買です。農業従事者は 3 名で、通作距離は 1km で、現状は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。

6　番 農業委員	続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番について、去る9月 26 日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人　KR　さんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は 26 歳です。 譲渡人　MK　さんは、伊佐市大口小木原に居住し、年齢は 61 歳です。 申請地は、伊佐市大口小木原字端山下 688 番 149 で、地目は畑、地積は 980 ㎡の所有権移転売買であります。農業従事者は3名で、通作距離は約 1km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議　長	整理番号5番について、12 番農業委員の報告を求めます。
1　2　番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 5 番について、去る9月 24 日に現地調査を行いましたので、12 番が報告いたします。 申請人　SN　さんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は 59 歳です。 譲渡人　MN　さんは、鹿児島県鹿児島市皇徳寺台に居住する市外住民です。 申請地は、伊佐市大口篠原字上船 1612 番 2 で、地目は畑、地積は 2,030 ㎡で、贈与であります。農業従事者は　2名で、通作距離は 0.1km 程、時間にして 5 分で、現況は再生困難と判断される程荒れた畑でありますが、請け人は林業機械も保有しており、当該物件は大型重機で整備するとのことです。農業経験も十分で、経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議　長	整理番号6番について、2番農業委員の報告を求めます。
2　番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番について、去る9月 17 日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人　MS　さんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は 44 歳です。

譲渡人　DT　さんは、伊佐市大口小木原に居住し、年齢は 91 歳です。成年後見人の　IT　さんが申請代理人となります。

申請地は、伊佐市牛尾字上ノ原 874 番外 13 筆で、地目は畑、地積は 14 筆で 24，984 ㎡の、所有権移転売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は約 0.4kmで、現状は樹木は生えていませんが、2m程の雑草が生えているところがありますが、再生可能な農地です。申請人より、許可後、直ちに草を処分し、作物が栽培できるようにするという、確約書が提出されています。経営意欲はあり、農機具等完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　　整理番号7番について、6番農業委員の報告を求めます。

6　番
農業委員　　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番について、去る9月 26 日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

申請人　KR　さんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は 26 歳です。

譲渡人　YH　さんは、伊佐市大口里に居住し、年齢は 72 歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字下松 1075 番 4 外 3 筆で、地目は4筆とも田、地積は 3,664 ㎡の所有権移転売買であります。農業従事者は 3 名で、通作距離は約1km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

議　　長　　整理番号8番について、1 番農業委員の報告を求めます。

1　番
農業委員　　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番について、去る9月 25 日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。

申請人　TT　さんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は 35 歳です。

譲渡人　NN　さんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は 63 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字中水流 4324 番 187 外 3 筆で、地目は田、地積は 6,043 ㎡です。下手上多目的集会施設の東南東 650～800m位置し、現況は良く管理された田です。所有権移転売買であります。申請者は、所有地

13,738 ㎡、借入地 58,734 ㎡、合計 72,521 ㎡を耕作されています。農業従事者は 3 名で、通作距離は 4km、10 分で、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、トラクター・田植え機・コンバイン等必要な農機具等は完備されています。周辺地域との関係、法令順守などの状況なども問題ありません。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議　　長　整理番号 9 番について、7 番農業委員の報告を求めます。

7　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番について、去る9月 25 日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人　SH　さんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は 74 歳です。

譲渡人　AH　さんは、福岡県福岡市東区に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字立山 208 番 1 で、地目は畑、地積は 1,801 ㎡の所有権移転贈与であります。農業従事者は 2 名で、通作距離は約 2km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号 10 番について、11 番農業委員の報告を求めます。

1　1　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 10 番について、去る9月 24 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。

申請人　KS　さんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は 33 歳です。

譲渡人　HS　さんは、鹿児島市伊敷台に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島 2326 番 1 外 6 筆で、うち田が 5 筆 4,489 ㎡、畑 2 筆 1,454 ㎡、合計 5,943 ㎡の所有権移転贈与であります。農業従事者は 4 名で、通作距離は約 5km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思

われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号 11 番について、9 番農業委員の報告を求めます。

9　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 11 番について、去る9月 24 日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人　KR　さんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は 88 歳です。

譲渡人　KK　さんは、大阪府池田市鉢塚に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口針持字永葉山 3334 番 11 で、地目は畑、地積は 349 ㎡の所有権移転贈与であります。二人の関係は叔母と甥になります。農業従事者は 1 名で、通作距離は約 30mで、現況は良く管理された畑です。農作業は手作業で行うので農機具は不要とのことでした。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議　　長　整理番号 12 番について、6番農業委員の報告を求めます。

6　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 12 番について、去る9月 26 日に現地調査を行いましたので、6 番が報告いたします。

申請人　KR　さんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は 62 歳です。

譲渡人　KS　さんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は 88 歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字豊田 266 番 14 外 7 筆で、地目は田と畑、地積は8筆合計で 10,561 ㎡の所有権移転贈与であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から 12 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　賛成多数。よって整理番号1番から 12 番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 12 件について、12 件の許可が処分決定いたしました。

――――――――― 議案第3号 ―――――――――

議　　長　議案第3号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について9番農業委員の報告を求めます。

9　番
農業委員　議案第３号「非農地証明願」についてのうち、整理番号１番につきまして、去る 9 月 24 日、M行政書士　立会いのもと、９番推進委員、10 番推進委員、私９番農業委員の３名で共同調査を行いましたので、9 番農業委員が報告いたします。

申請人は、大阪府池田市鉢塚に居住する　ＫＫ　さんです。

申請地は伊佐市大口針持字永葉山 3302 番 2、地目は畑、地積が 712 ㎡であります。申請地の所在地は針持西方公民館から南に約 200ｍに位置しており、南側は宅地、東側は道路、北側・西側は山林であります。非農地となった時期及び理由としまして、本申請地は、平成 15 年３月 1 日より現在まで宅地として使用しているとのことです。

調査の結果、現地は住宅設置後 24 年以上経過し、周りの庭木や花木も大きくなり農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると３名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、等が添付されております。委員の皆様の審議方よろしくお願いしまして、報告を終わります。

議　　長　報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「なし」という声、多数あり。）

議　　長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号１番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　　長	賛成多数。よって整理番号１番は、非農地が決定いたしました。 整理番号２番について５番農業委員の報告を求めます。
５　　番 農業委員	議案第３号「非農地証明願」についてのうち、整理番号２番につきまして、去る９月 24 日、事務局Ｎさん　立会いのもと、12 番農業委員、８番推進委員、私５番農業委員の３名で共同調査を行いましたので、５番農業委員が報告いたします。 申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住する　ＴＭ　さんです。 申請地は伊佐市大口川岩瀬字前畑 22 番１、地目は畑、地積が 679 ㎡であります。申請地の所在地は羽月西小学校から東に約２ｋｍに位置しており、南側は道路、東側は原野、北側は田、西側は原野であります。非農地となった時期及び理由としまして、平成 10 年頃から農地としての利用実績がなく、現状は雑種地であり、農地への復元が困難とのこと。 調査の結果、現地は既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると３名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、委任状ほか必要書類が添付されております。委員の皆様の審議方よろしくお願いしまして、私の報告を終わります。以上です。
議　　長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議　　長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号２番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　　長	賛成多数。よって整理番号２番は、非農地が決定いたしました。 整理番号３番について７番農業委員の報告を求めます。
７　　番 農業委員	議案第３号「非農地証明願」についてのうち、整理番号３番につきまして、去る９月 24 日、申請人　ＨＳ　さん立会いのもと、６番推進委員、７

番推進委員、私７番農業委員の３名で共同調査を行いましたので、７番農業委員が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口鳥巣に居住する　ＨＳ　さんです。

申請地は伊佐市大口鳥巣字松木原 1402 番 2、地目は畑、地積は 414 ㎡です。申請地の所在地は伊佐農業公社から北西に約 300ｍに位置しており、南側は田、東側は道路、北側は宅地、西側は宅地であります。非農地となった時期及び理由としまして、昭和 30 年頃から、建物や庭地として整備してしまったとのことです。

調査の結果、現地は農地性を喪失しており、建物が建っており庭地として整備されていることから、農地への復旧は困難であると３名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、その他必要書類が添付されております。委員の皆様の審議方よろしくお願いしまして、私の報告を終わります。

議　　長　報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号３番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　賛成多数。よって整理番号３番は、非農地が決定いたしました。

議案第３号「非農地証明願」については、３件の申請のうち３件の非農地証明願が決定いたしました。

――――――――――その他 ――――――――――

議　　長　事務局お願いします。

事 務 局　総会資料の最終ページをご覧ください。9 月の月例報告を致します。4 日(金)9 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され事務局が出席しています。24 日(木)が現地調査を一斉に行いました。本日 28 日(月)が第 6 回農業委員会総会です。

10 月の行事予定ですが、5 日(月)10 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、23 日(金)が現地調査予定、28 日(水)が第 7 回農業委員会総会予定です。月例報告は以上です。

事　務　局	農地の利用状況調査の報告について
事　務　局	農業委員の欠員補充の意見が6月の総会で出ていましたが、規則改正と農政課との調整が終わりましたので、10月15日号の「広報いさ」と「伊佐市ホームページ」に、農業委員1名の公募・推薦についての記事を掲載します。募集期間は令和8年11月の1か月間、任期は令和9年4月1日から1年間になります。もし、農業委員候補者の情報がございましたら、農業委員会事務局へ教えていただけないでしょうか。よろしくお願いしたします。
事　務　局	個人情報の取扱いについて注意喚起
議　　長	その他、皆様から何かございませんか。 （「なし」という声、あり。）
事務局長	以上で、令和8年度第6回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。 一同礼。 みなさまお疲れさまでした。（解散）　【終了時間　午前9時40分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会　　長　……会　　長……

伊佐市農業委員　……5　　番……

伊佐市農業委員　……6　　番……